

## X-point on Applitusサポートサービスに関する個別約款

株式会社ネオジャパン（以下「当社」といいます）は、Applitusのサービス利用約款（以下「原約款」といいます）第1条に基づき、X-point on Applitusのサポートサービスの提供に関して、X-point on Applitusのサービスを契約された皆様（以下「契約者」といいます）に適用される個別約款（以下「個別約款」といいます）を以下の通り定めます。

### （個別約款の適用）

**第1条** 原約款と個別約款とで相違する事項は個別約款の定めを優先して適用します。また、個別約款に定めのない事項は原約款の定めを適用します。

### （個別約款の変更）

**第2条** 個別約款の変更については原約款第2条の定めを準用します。

### （サポートサービス）

**第3条** 当社は契約者に対し、X-point on Applitusの利用に関するサポートサービスを提供するものとし、当該サポートサービスの内容は別紙1「X-point on Applitusサポートサービス仕様書」に定めるものとしします。

### （免責）

**第4条** 当社又は当社の販売代理店等の口頭又は書面によるいかなる情報の提示も個別約款の範囲を拡大するものとは解されず、またサポートサービスが契約者の要求を満足させることを保証するものではありません。

以上

## 別紙1：X-point on Applitusサポートサービス仕様書

当社が契約者に提供するX-point on Applitusサポートサービスの内容は次の通りです。

### 1. サポートサービスの内容

本サポートサービスでは下記の内容に関するお問い合わせの受付及び回答を行います。

- ・ X-point及びX-point関連製品の操作方法
- ・ X-point及びX-point関連製品の機能説明
- ・ X-point推奨動作環境内にてX-point及びX-point関連製品を正常に利用するために必要なブラウザの設定方法
- ・ X-point推奨動作環境内にて発生したX-point及びX-point関連製品の利用に関する諸問題

### 2. サポートサービスの提供区域及び言語

本サポートサービスの提供区域及び言語は次の通りです。

- ・ 提供区域：日本国内
- ・ 提供言語：日本語のみ

### 3. サポートサービスの提供方法

本サポートサービスでは、お問い合わせの受付及び回答を電子メール及びFAXにて行います。

お問い合わせを受け付ける電子メールアドレス及びFAX番号は次の通りです。

- ・ 電子メールアドレス：support@applitus.com
- ・ FAX番号：045-640-5918

### 4. サポートサービスの提供時間

本サポートサービスの提供時間は次の通りです。

- ・ お問い合わせの受付：随時
- ・ お問い合わせの回答：月～金の9：00～12：00、13：00～17：00（祝日及び当社休業日を除く）

### 5. サポートサービスの対象範囲外となる事項

下記の内容及びこれらに関連する内容に関するお問い合わせは、本サポートサービスの対象範囲外とさせていただきます。

- ・ X-point及びX-point関連製品のカスタマイズ方法（JavaScriptの記述方法も含む）に関する質問
- ・ X-point及びX-point関連製品を閲覧するブラウザソフトが動作するコンピュータのOS等、システムに関する質問
- ・ 利用されるコンピュータ本体、モニタ、プリンタなど、ハードウェアに関する質問
- ・ 他社様の製品に関する質問（特有の仕様も含めます）
- ・ X-point推奨動作環境以外の環境で利用した場合に起こるすべての問題に関する質問
- ・ X-point関連製品を利用したシステム設計及び構築に関する質問
- ・ X-point関連製品を利用したプログラム作成（JavaScriptの記述方法も含む）・技術支援

以上

## 別紙2 : X-point推奨動作環境

X-point推奨動作環境は次の通りです。

### 対応OS

Mac OS X v10.5 以上

Windows 7

Windows Vista (Home Premium EditionまたはBusiness Edition以上)

Windows XP Professional Edition (SP2 以上)/ Home Edition (SP2 以上)

### 対応ブラウザ

Internet Explorer 8 , Internet Explorer 7 , Internet Explorer 6.0

Firefox 3.6 , Safari 5.0

※ブラウザによっては一部機能に制限事項があります。

※PDF表示を行うにはAdobe Readerが必要です。

以上

## eFormMakerの利用に関する個別約款

株式会社ネオジャパン（以下「当社」といいます）は、Applitusのサービス利用約款（以下「原約款」といいます）第1条に基づき、X-point on Applitusのサービスにて提供するフォーム作成ソフトeFormMaker（以下「eFormMaker」といいます）の使用に関して、X-point on Applitusのサービスを契約された皆様（以下「契約者」といいます）に適用される個別約款（以下「個別約款」といいます）を以下の通り定めます。

### （個別約款の適用）

**第1条** 原約款と個別約款とで相違する事項は個別約款の定めを優先して適用します。また、個別約款に定めのない事項は原約款の定めを適用します。

### （個別約款の変更）

**第2条** 個別約款の変更については原約款第2条の定めを準用します。

### （使用許諾）

**第3条** eFormMakerは、別途提示する「ソフトウェア使用許諾契約書」に基づき、株式会社エイトレッドから契約者に対して使用許諾されるものとし、契約者はeFormMakerをインストール、複製又は使用を開始した時点で「ソフトウェア使用許諾契約書」に同意したものとみなします。

以上

## ソフトウェア使用許諾契約書

このソフトウェア使用許諾契約書（以下「本契約」といいます）は、お客様と株式会社エイトレッド（以下、「当社」という）との間で、「X-point eFormMaker」エクスポイント イーフォームメーカー（以下「本ソフトウェア」といいます）の使用に関して締結される法的な契約書です。

### 第1条（著作権の帰属）

本ソフトウェアの著作権は、すべて当社に帰属します。

### 第2条（目的）

当社はお客様に対して、当社の所有に係る本ソフトウェアをお客様の社内業務遂行の目的だけに使用するための非独占的使用権を許諾する。

「使用権」とは、お客様が対象プログラムを本契約の条件に基づき使用できる権利をさします。

本契約は日本法に準拠します。お客様と当社は、本契約に関する紛争については東京地方裁判所を管轄裁判所とし、その専属的管轄に従うことに合意します。

### 第3条（使用権の範囲）

- 1 本ソフトウェアは、単一のコンピュータ上にのみインストールすることができ、当社の指定する動作環境で1名のみ使用できます。
- 2 お客様は予め当社からの書面による承諾を得ない限り、コンピュータ読取可能な形式又は印刷物であるを問わず、「本ソフトウェア」を、いかなる場合も修正、変更、複製、改変、解析改竄及びリバースエンジニアリングをしないものとする。但し、バックアップ用として1部複製し保管することについてのみ、この限りではない。
- 3 お客様は、いかなる場合も、本契約に基づく使用権につき第三者のために再使用権を設定したり、かかる使用権を第三者へ譲渡したり、本ソフトウェア又はその複製物を第三者に譲渡、転貸若しくは占有の移転をしたりしないものとし、本契約上の権利・義務を第三者に譲渡し、又は承継させないものとする。
- 4 当社は、本契約及びプログラム説明書の条件を厳守することを条件に、お客様自身の内部業務処理目的（お客様のアプリケーションの開発・検証目的を含みます）に、本ソフトウェアを使用できる非独占的、譲渡不能の限定された使用権を許諾します。

お客様は、本契約の条件を遵守することを条件に、本ソフトウェアを使用することができます。

### 第4条（危険負担）

お客様単独の起因の事由により生じた本ソフトウェア及び記録媒体の損失、毀損又は損傷に対する責任は全てお客様が負担するものとする。

### 第5条（免責）

- 1 当社は、お客様に対し、本ソフトウェアの欠陥、瑕疵等について、これらを使用したこと又は使用できなかったことから生ずる一切の損害（お客様の情報の消失、瑕疵等による損害を含みます）に関していかなる責任も負いません。

### 第6条（責任及び制限）

- 1 当社は、いかなる場合であっても、不法行為、契約その他いかなる法的根拠による場合でも、当社及び本ソフトウェア製品の供給者は、お客様その他の第三者に対し、営業価値の損失、業務の停止、コンピュータの故障による損害、その他あらゆる商業的損害・損失等を含め一切の直接的、間接的、特殊的、付随的または結果的損失、損害について責任を負いません。又、本ソフトウェアに含まれた機能がお客様の要求を満足させるものであること、本ソフトウェアが正常に作動すること、本ソフトウェアの瑕疵が修正されること、のいずれも保証は致しません。

- 2 本ソフトウェアは、万一不具合があった場合に、死亡、傷害、重大な物損又は環境破壊をもたらす可能性ある原子力発電所の操業、航空機の航行、生命維持装置、兵器システムなどの危険な環境におけるオンライン制御装置として設計及び製造されたわけではなく、そのために使用又は販売されるものではありません。
- 3 当社は、対象プログラムに関するすべての権利と知的財産権を保有します。

お客様は、以下の行為を行うことはならないものとします。

- 1) 本ソフトウェアを、第3条 使用権の範囲以外の目的で使用すること
- 2) エンドユーザーに対して本ソフトウェア 使用権の対価を課金すること
- 3) 本ソフトウェアのマーキングや当社の財産権を示す表示を取り除いたり変更したりすること
- 4) 第三者に対して、本ソフトウェアのトレーニングを実施するために、本ソフトウェアを使用すること。但し、使用権が許諾されたユーザーに対するトレーニングを実施する目的は除く
- 5) 当社の事前の書類による承諾なく、対象プログラムのベンチマークテストの結果・性能比較を開示すること
- 6) 当社の名称、商標、ロゴを使用すること

#### **第7条（輸出）**

お客様は、本ソフトウェア（技術データを含みます）の使用にあたり、米国及び日本国の輸出関連法規（以下「輸出関連法規」といいます）に従うことに同意します。お客様は、本ソフトウェアが輸出関連法規に違反して直接間接を問わず輸出されないこと、輸出関連法規に違反した用途で使用されないことに同意します。

#### **第8条（本契約の解除および終了）**

- 1 お客様が本契約の条項及び条件に違反した場合、当社は本契約をなんらの催促なくして即時解除することができます。
- 2 本契約が解除となった場合、お客様は、本ソフトウェア製品、ドキュメントならびにその一切の複製物を破棄、コンピュータの記憶媒体上から完全に消去し、使用を継続してはなりません。
- 3 本契約の解除に伴って本ソフトウェア製品の全部または一部が利用不可能となることによって、お客様ならびに第三者が被った損害等について、当社は一切責任を負いません。

#### **第9条（技術サポート）**

本契約において使用権が許諾された本ソフトウェアには、技術サポート、電話サポート又は更新版は提供されません。ただし、別途当社と又は当社販売店とサポート・サービスに関する契約を締結した上で、本ソフトウェアに対するサポート・サービスの提供を受けることができます。

以上